

平成28年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年12月6日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	堤正久
農業振興課長	鶴崎俊昭	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	松尾裕哉
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 吉岡正博
議事係長 中原賢一
議事係書記 峯茂子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
10番 秀島和善 11番 井崎好信
8. 本日の議事日程は次のとおりである。
日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成28年第7回白石町議会12月定例会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。
諸般の報告を行います。
各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。
また、監査委員からの例月出納検査の報告書を配付していますので、御確認をお願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。
次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、秀島和善議員、井崎好信議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
本定例会の会期は、去る11月28日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程案のとおり本日から12月15日までの10日間にしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月15日までの10日間に決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例6件、補正予算3件、以上9件の議案を一括して議題とします。ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成28年第7回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が6件ございます。議案第69号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」は、議案第72号の子どもの医療費助成に関する条例改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

議案第70号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」及び議案第71号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の改正に伴うものでございます。

続きまして、議案第72号「白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、小学生、中学生の医療費助成に関する申請の負担等を軽減するため改正を行うものでございます。

議案第73号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、高齢者などに配慮し、来年度から新たに瓶専用袋の小を設けるための改正を行うものでございます。

議案第74号「白石町農業委員会定数条例の全部改正について」は、農業委員会制度の変更に伴いまして農業委員の定数等を改めるものでございます。

次に、予算案件が3件ございます。

議案第75号「平成28年度白石町一般会計補正予算(第6号)」、議案第76号「平成28年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、議案第77号「平成28年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)」、以上につきましては、それぞれの予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細につきましては担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

議案第69号から議案第77号までの内容説明を求めます。

○本山隆也総務課長

総務課のほうから議案第69号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

町長提案説明ありましたとおり、本改正案につきましては、白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例の廃止に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

条例改正案の後の新旧対照表で説明いたします。

6分の1ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、議案第72号で提案されております来年4月からの子どもの医療費助成事業の現物給付化に伴い、就学前の子どもの医療費助成と、それから小・中学生の医療費助成が一本化され、これまでの白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例を廃止することとなります。これに伴いまして本条例の別表第1、第4条関係で右側現行表の中ほど、3、町長の項の全部を削除いたしまして以下を繰り上げるものでございます。

同じページの下段の別表第2につきましても、6分の5ページをごらんください。これも別表第1と同様に4の町長の項、小・中学生医療費の負担軽減に関する条例の関連事務が含まれているものを削除いたしまして以下を繰り上げる改正内容となっているものでございます。6分の4ページから6ページまで全てにおいてこの内容でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木下信博税務課長

それでは、税務課所管であります議案第70号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い白石町税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

改正内容については、大きく分類いたしますと、町民税の延滞金の計算に係る改正、固定資産税の非課税申告に係る法人の追加、固定資産税の減額適用申請の添付書類の追加、軽自動車税に係るグリーン化特例の1年延長、町民税に係る日台租税取決めの実施による改正が主な改正内容となっています。

まず初めに、町民税の延滞金の計算に係る改正に関する条例について説明いたします。

これは、地方税法等の一部を改正する等の法律の公布により個人町民税及び法人町民税において納期限後に納付または納付する税金または納入金に係る延滞金の計算期間等の改正であります。

それでは、議案書から10ページめくっていただき、新旧対照表の1ページをごらんください。

第19条では納期限後に納付し、または納付する税金、または納入金に係る延滞金の規定でありまして、次の2ページを開いていただき、中ほどの第5号と第6号では法

人税の申告書に係る税額について当該税額に係る延滞金を計算する期間についての規定が追加されたことにより号の追加及び字句の訂正を行ったものであります。

次に、2ページの下から5行目の第43条では普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収の規定でありまして、次のページを開けていただき4ページをごらんください。

第4項では期限内または期限後申告が提出された後に減額更正があり、さらにその後増額更正や修正申告書の提出があった場合に延滞金に係る除算期間とその適用を受ける金額に関する規定が追加されたことにより項の追加及び字句の訂正を行ったものであります。

新旧対照表の5ページをごらんください。

第48条では法人の町民税の申告納付の規定でありまして、次の6ページを開いていただき、第5項では第19条の改正と同様に減額更正後に増額更正や修正申告書の提出があった場合に延滞金に係る除算期間とその適用を受ける金額に関する規定が追加されたことにより項の追加及び字句の訂正を行ったものであります。

7ページをごらんください。

第50条では法人の町民税に係る不足税額の納付の手續の規定でありまして、次の8ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。

中ほどの第4項におきましても第48条の改正と同様に減額更正後に増額更正や修正申告書の提出があった場合に延滞金に係る除算期間とその適用を受ける金額に関する規定が追加されたことにより項の追加及び字句の訂正を行ったものであります。

次に、固定資産税の非課税申告に係る法人の追加に関する条例について説明します。

9ページをごらんください。

これは地方税法等の一部を改正する等の法律の公布により、独立行政法人労働者健康安全機構が追加されたことに伴い、中ほどの第56条の条文に当機構を追加したものであります。

また、次の10ページを開いていただき、第59条では当機構の追加に伴い号数を追加したものです。

次に、固定資産税の減額適用申請の添付書類の追加に関する条例について説明します。

11ページをごらんください。

これは地方税法等の一部を改正する等の法律の公布により改正するもので、条例附則第10条の3第8項第5号では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告で、熱損失防止改修工事に要した費用において令附則第12条第36項に規定する補助金等が追加されたことに伴い条文の整備を行ったものです。

次に、軽自動車税に係るグリーン化特例の1年延長に関する条例について説明します。

11ページの下から7行目をごらんください。

これは地方税法等の一部を改正する等の法律の公布により改正するもので、条例附則第16条の第2項から次の12ページの第4項まででは軽自動車税の税率の特例の規定により法附則に基づく軽自動車であつて、かつ平成28年4月1日から平成29年3月

31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に平成29年度分の軽自動車税に限り軽自動車税のグリーン化特例の適用がなされたことによる条文の整備でございます。

次に、町民税に係る日台租税取決めの実施による改正に関する条例について説明します。

これは外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行により日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、日本国内の居住者が台湾所在の投資事業者を通じて日本国内で配当所得や利子所得を受ける場合に個人の町民税の税率及び納付方法等が改正されたことにより改正するものであります。

新旧対照表の12ページをごらんください。

条例附則第20条の4では、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、12ページの第1項から14ページと同条第2項第4号までについては特例適用利子の所得割の税率を100分の3としたものです。

また、14ページの下から4行目の第3項から16ページの第5項第4号までは特例適用配当等の所得割の税率を100分の3とするもの、また申告書により納付するものとしたものであります。

新旧対照表の17ページをごらんください。

条例附則第20条の5から20ページと同条第6項までは、第20条の4を新設したことによる条ずれ及び字句の訂正等を行ったものです。また、21ページの条例附則第20条の6についても第20条の4を新設したことによる条ずれであります。

新旧対照表の22ページをごらんください。

白石町税条例の一部を改正する条例附則第6条第7項では、地方たばこ税の特例廃止に係る改正の経過措置の所要の整備で字句の訂正を行ったものであります。

次に、議案書のほうに戻っていただきまして10ページ目のほうをごらんください。

条例案の最後のページになります。第1条の施行期日等につきましては、平成29年1月1日から施行するものであります。また、条例附則第16条につきましては平成29年4月1日、条例第56条及び第59条並びに条例附則第10条の3につきましては公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○門田和昭住民課長

おはようございます。

それでは、住民課関連の議案について御説明いたします。

まず、議案第71号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

主な改正理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、白石町国民健康保険税条例の一部を改正するため議会の議決を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築

するため日本国内の居住者が台湾所在の投資事業者を通じて日本国内で配当所得や利子所得を受ける場合に申告分離課税により個人住民税所得割が課税されます。課税額については国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる所得金額に含まれることとなります。

新旧対照表をごらんください。

1 ページの附則第15項に特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、2 ページの附則16項に特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を挿入し、17項から3 ページ20項までは15項及び16項の挿入による繰り下げです。

なお、施行期日につきましては平成29年1月1日から施行するものです。

以上で議案第71号についての説明を終わります。

続きまして、議案番号が飛びますが、議案第76号「平成28年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

予算書の1 ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1,527万3,000円とするものでございます。

補正の理由といたしましては、後期高齢者医療保険料の賦課更正による保険料の還付金の増額補正であります。

なお、歳入につきましては後期高齢者医療広域連合より保険料還付金として諸収入に受け入れることとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

議案第72号「白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

就学前の子供、児童、小・中学生でございますけども、医療費の助成は現在の窓口申請支払い還付方式、通称償還払いでございますけども、で助成してございましたけども、就学前の子供の医療費助成と同じ窓口定額一部払方式、現物給付とすることで父兄の手続や一時負担の軽減を図るものでございます。平成29年4月1日から県内全市町で一斉に導入が予定されておまして、白石町においてもこの方式を導入するもので、白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要がございますので、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の1 ページをごらんください。

第2条第1項の子どもの定義を乳幼児、出生から6歳に達する最初の3月31日までと児童満6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までとし、乳幼児だけであったものに児童を加えるものでございます。

第4条1項では、乳幼児に対する県外の指定医療機関での保険給付に関することを改正前と同じ窓口定額一部払方式、現物給付にするものでございます。

それから、新旧対照表1 ページから2 ページにかけてでございますけども、第4条2項では県外での指定医療機関以外での乳幼児、児童の保険医療機関の保険給付に関する負担を窓口申請支払い還付方式とするものでございます。

第6条では助成期間を出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までとする6歳を15歳に達する日以後の3月31日までとするものでございます。

最初の2ページ目の条例の案の附則にお戻りください。

附則では施行日を平成29年4月1日からとするもので、それと白石町子どもの医療費の助成に関する条例の改正前の平成29年3月31日までの医療費助成については従前の例とするものでございます。

それと、白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例の廃止をうたっております。それから、白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例の廃止前の平成29年3月31日までの医療費助成については従前の例とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○門田藤信生活環境課長

それでは、生活環境課所管であります議案第73号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、瓶専用袋について新たに小袋を追加してほしい旨の要望等があるために白石町廃棄物の減少推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

内容等につきましては新旧対照表で御説明させていただきます。

1分の1ページをごらんいただきたいと思います。

別表第1、16条関係ですが、収集運搬手数料の中で改正案として現行の瓶専用袋を大に変更し、新たに瓶専用袋小を追加し、手数料を1枚につき20円とするものです。施行期日につきましては平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西山里美農業委員会事務局長

それでは、議案第74号「白石町農業委員会定数条例の全部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の定数を条例で定める必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年に可決され、本年4月1日より施行されております。この法律改正では農業協同組合法の一部改正、農業委員会等に関する法律の一部改正、農地法の一部改正がなされております。

農業委員会等に関する法律改正の一部改正の概要について説明をいたしますと、まず農業委員会の業務ですが、これまで農業委員会の業務は農地法に基づく許認可事務のほかに農地利用の確保及び農地の効率的な利用の事務については行うことができると定められておりましたが、今回の改正によって農地利用の最適化の推進の事務が農業委員会の重要な事務に位置づけられました。ここで言う農地利用の最適化とは、1つ目に担い手への農地の集積や集約化を促進して経営規模の拡大と農地の集約化を図る。2つ目は耕作放棄地の発生防止や解消を促し農地として利用の確保を図る。3つ

目に新たに農業を営もうとする者の新規参入促進と支援を図る。

以上の3つのことが示されております。

次に、農業委員会の委員の選任方法の変更ですが、これまでの農業委員の選出方法は公職選挙法に基づく選挙による委員と議会及び農業協同組合、農業共済組合、土地改良区が推薦した委員によって構成されておりましたが、今回の改正により選挙による公選制と議会及び農業協同組合等による推薦制度が廃止され、農業者や農業者が組織する団体からの推薦を求め、あわせて公募も行い、市町村長が農業委員の候補者を市町村議会の同意を得て任命する制度へと変更されました。また政令において農業委員の定数の基準が見直されております。

以上が法律の主な改正点です。

提出しております白石町農業委員会の定数に関する条例の改正について説明をいたします。

第1条で農業委員会等に関する法律に基づき定数を定めるとしております。

第2条で農業委員会の委員定数は37人としております。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行するといたしております。

また、経過措置としまして、現在の農業委員は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、その任期満了までの期間に限り、なお従前の例により在任するとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第75号「白石町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に3億2,512万2,000円を追加し、補正後の予算を134億1,677万3,000円とするものです。

5ページ目をお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。これは6款の農林水産業費で2件ございますが、まず上段の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業5,346万7,000円、これにつきましては主要事業説明書の4ページ目に事業の説明を掲載しております。また、中段の農業基盤整備促進事業5,130万円です。同じく主要事業説明資料の5ページ目に説明を掲載しております。いずれも追加内示等による事業の増ですが、工期が3月までに完了いたしませんので、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

一番下の10款教育費の子どもの学習環境改善事業810万円です。主要事業説明資料の11ページ目に説明を掲載しておりますが、これは町内の小・中学校の全てに空調設備、エアコンを設置するための設計委託を年内に発注する予定で考えておりますが、設計委託の期間が3月末までには終わらない、設計工期の委託期間が短か過ぎるということで繰越明許の設定をしたものでございます。

なお、平成29年度の夏休みに工事に着手したいということで考えて進めていきたいと思っております。

補正予算書 6 ページ目をお願いいたします。

第 3 表地方債の補正です。過疎債を補正後に 1 億 8,500 万円、合併特例債が 8,680 万円と、過疎債で 1,000 万円の減、合併特例債で約 1,000 万円の増となっておりますが、これは道路関係の事業決算見込みや国庫予算配分に応じた事業調整による減と農道整備の国の枠が増になったことでの増額を今回補正するものでございます。

次に、各ページの説明をいたしますが、別紙で作成しております予算説明資料につきましては後だって担当課から説明がありますので、割愛をさせていただきます。

12 ページをお願いいたします。

3 項の県委託金、1 目総務費委託金の 5 節選挙費委託金でございますが、120 万 9,000 円の減額です。これは有明海区漁業調整委員会委員の選挙事務委託金でございます。選挙となりませんでしたので県委託金を減額しております。

17 款の寄附金、同じページ 17 款寄附金でございます。指定寄附金の中の 1、指定寄附金 6 万円、学校指定寄附金ですが、これは福富海岸保全事業、工事安全対策協議会からの指定寄附でございます。福富小及び福富中学校の備品を購入する経費に充てるように充当いたします。

次に、16 ページ目をお願いいたします。

16 ページ目、上の段の 15 節工事請負費で旧水防倉庫改修工事費 100 万円を計上しておりますが、これは牛屋東分にありました元詰所でございます、元水防格納庫でございますが、これを農業塾生の機械置き場、倉庫及び作業場と利用するため計上いたしております。

なお、当初予算では 8 款の消防費において解体するという事で 100 万円を計上しておりましたが、目的替えをして農業塾の倉庫として使うと、再利用するという事で、8 款につきましては 100 万円を減額し、ここで 100 万円をまた新たに上げております。

26 ページ目をお願いいたします。

26 ページ、9 款消防費ですが、その中の 15 節工事請負費 △100 万円、これが先ほど申し上げました消防費のほうを減額しまして 16 ページのほうの 100 万円に変更をかけたところでございます。

その下の消防費、もう一段上の 3 目になります、消防施設費の 99 万 9,000 円でございますが、これは 2-1、戸ヶ里消防格納庫兼詰所及び 2-2 廻里津消防格納庫兼詰所を下水道に接続するための工事費を計上しております。

以上、補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○堤 正久 下水道課長

おはようございます。

議案第 77 号「平成 28 年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」について御説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1 億

1,560万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,271万6,000円とするものでございます。

減額補正の理由につきましては、牛屋西分地区の機器等の更新や点検整備を行う機能強化事業におきまして硫化水素の発止等による設備及び機器等の劣化が激しく、毎年度の修繕費も350万円を超えるような事態になっておりまして、今後さらに多額の修繕費が必要となることから、平成27年度から平成29年度の3箇年の事業を申請し、特に工事につきまして平成28年度から29年度までの2箇年において実施することといたして県の承認を得ておりました。しかしながら、平成28年度の国庫補助事業費が当初予算計上時の要求額を下回って割り当てられたことに伴います減額の補正をお願いするものでございます。

また、住ノ江地区の機能強化事業採択へ向けた団体営調査設計業務におきまして佐賀県内での事業費の調整の結果、1市町で2地区事業の事業を行う市町につきましては採択を見送ることとして県で調整をされたために事業費の減額補正を行うものでございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、3款国庫支出金4,627万6,000円及び7款の町債6,700万円の減額は、牛屋西分地区の機能強化の事業費の減額に伴うものでございます。

5款繰入金、一般会計繰入金ではございますが、主に住ノ江地区の今年度の採択が見送られたため233万円を減額補正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、歳入で御説明申し上げた事項については割愛をさせていただきますので御了承をお願いいたします。9節特別旅費12万円でございますけれども、牛屋西分地区におきまして来年度の計画を前倒しいたしまして硫化水素抑制対策を行うこととしたため、全国的にも余り例がない空気注入装置自動制御システムの製作工場において行う検査旅費をお願いをいたしております。13節の委託料の機能強化事業設計委託料250万円の減額につきましては、平成28年度工事の設計業務等を平成27年度繰越明許費で対応することができたため、その全額を補正することといたしたところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から一般質問ですので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

10時17分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月6日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 秀 島 和 善

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 吉 岡 正 博